

介護保険施設及び障害者支援施設等への新規入所（居）者に対するPCR検査等の実施について

高齢者や障害者は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いほか、集団で生活をする介護保険施設や障害者支援施設等では、クラスターが起きやすい状況にあります。

このため、感染のリスクを抑えるとともに、施設等が安心して新規入所（居）者の受入れをするため、本日（12月8日）から行政検査によるPCR検査を受けることができることとしますので、お知らせします。

1 概要

施設等の協力医療機関又は配置医師等による診察を受け、医師が検査を必要と判断した場合には、症状の有無にかかわらずPCR検査を実施します。

2 対象者等

在宅から対象施設に新規に入所（居）する者
（入所予定日の15日前～前々日の間に、1名につき1回）

3 対象施設

介護保険施設等	・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）
障害者支援施設等	・障害者支援施設 ・障害児入所施設 ・療養介護 ・共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）

4 対象者数

125人／月（想定）

5 費用負担

検査費用に係る本人負担はありません。（初診料等の一部本人負担は必要です。）

【問合せ先】
健康福祉局
地域包括ケア推進部 福祉基盤課
電話：042-769-9226
担当：仕明